

初診時・再診時の選定療養費について

～平成28年4月健康保険法改正によるお知らせ～

平成28年4月の健康保険法の改正により、「医療機関の機能分担」の推進を図るため、他の保険医療機関等からの紹介状なしで当院を受診する場合は、定額負担を患者さんにお支払いいただきます。（選定療養費の義務化）

この制度に基づき、当院では平成28年4月より、初診時・再診時の選定療養費を以下のとおり徴収させていただきます。

初診時	5,400円 ・他の保険医療機関等からの紹介状なしで初診で受診した場合 （医師が医学的に初診と判断した場合を含む）
再診時	2,700円 ・当院が他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合 ・病状が安定している場合、当院が他の病院又は診療所へ文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- ・他院からの紹介状を持参した場合
- ・当院の他の診療科を受診中の場合（医科と歯科は別医療機関となります）
- ・医科と歯科の間で院内紹介した場合
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示があった場合
- ・救急医療事業、周産期事業における休日夜間受診した場合
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・公費負担の対象、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合